

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年1月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第706号	魚かす粉末	8.0魚かす粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	該当なし	吉田飼料株式会社 香川県東かがわ市 西村569番地	平成25年1月17日
香川県第707号	混合有機質肥料	9.0混合有機質肥料	窒素全量 9.0 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	吉田飼料株式会社 香川県東かがわ市 西村569番地	平成22年1月17日